

高等学校普通科パーソナルコンピュータ及び周辺機器一式の賃貸借

質問内容

No	質問箇所	質問内容	質問日	回答	回答日
1	賃貸借契約書(案) (返還等) 第9条	賃貸借期間終了後のハードディスク内等データ消去について 1. データが復旧できないように完全消去することが可能であれば、ソフトウェアを使用したデータ消去でよろしいでしょうか。 2. データ消去作業を実施する場所は、弊社にて指定する場所よろしいでしょうか。 物件を撤去した後、弊社指定場所にて作業を行う想定です。	2024/7/1	1 消去プログラムの使用等による完全消去を行ってください。ただし、データを完全に削除することが困難な場合は、物理的な破壊等により復元不可能な状態にしたうえで廃棄を行ってください。 2 データ消去作業の実施場所については、お見込みのとおりです。	
2	仕様書:2.4.4教員用デスクトップパソコン、2.4.5 生徒用デスクトップパソコン	教員用・生徒用デスクトップパソコンのCPUですがCPUメーカーであるIntel社から現在出荷されているIntel Core i3/5 12世代以上という認識でよろしいでしょうか。	2024/7/3	Intel Core i3/5 12世代以上でも問題ありません。	2024/7/10
3	仕様書:2.4.2.ネットワーク要件及び不随事項	2.4.2.ネットワーク要件及び不随事項に、「普通科PC教室用回線ネットワークの接続ポートを変更する作業を含むこと」とありますが、こちらは配線作業はないということでしょうか？ また、各校のWi-FiネットワークHUBの設置場所と配線の図面、PC教室の場所がわかる図面を事前にいただくことは可能でしょうか？	2024/7/3	普通科PC教室からインターネットへの接続経路において、教育ネットワーク用ハブから無線LANネットワーク用ハブへの変更が必要であるため、それに伴う配線作業が生じる想定です。 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課で閲覧可能です。	